

# 介護医療院ひいろ・介護老人保健施設まいえ・グループホームつぼい 高齢者虐待防止マニュアル

## I. 法律

### 1. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の成立

近年、我が国においては介護保険制度の普及・活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し社会的な問題となっている。

平成17年11月1日に国会において高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法)が議員立法で可決成立し、平成18年4月1日から施行された。

### 2. 高齢者虐待防止法の目的

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指す）第一条

### 3. 高齢者虐待防止法における用語の定義

#### 1) 「高齢者」

ア 65歳以上の者をいう。第二条第1項

イ 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用される。

第二条第6項

#### 2) 「養介護施設従事者等」

老人福祉法又は介護保険法に規定される養介護施設及び養介護事業（表1）において業務に従事する者をいう。第二条第5項

#### 3) 「養護者」

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいう。

第二条第2項

#### 4) 「高齢者虐待」

養介護施設従事者等及び養護者による高齢者虐待をいう。

第二条第3項

表 1 養介護施設及び介護事業と養介護施設従事者等

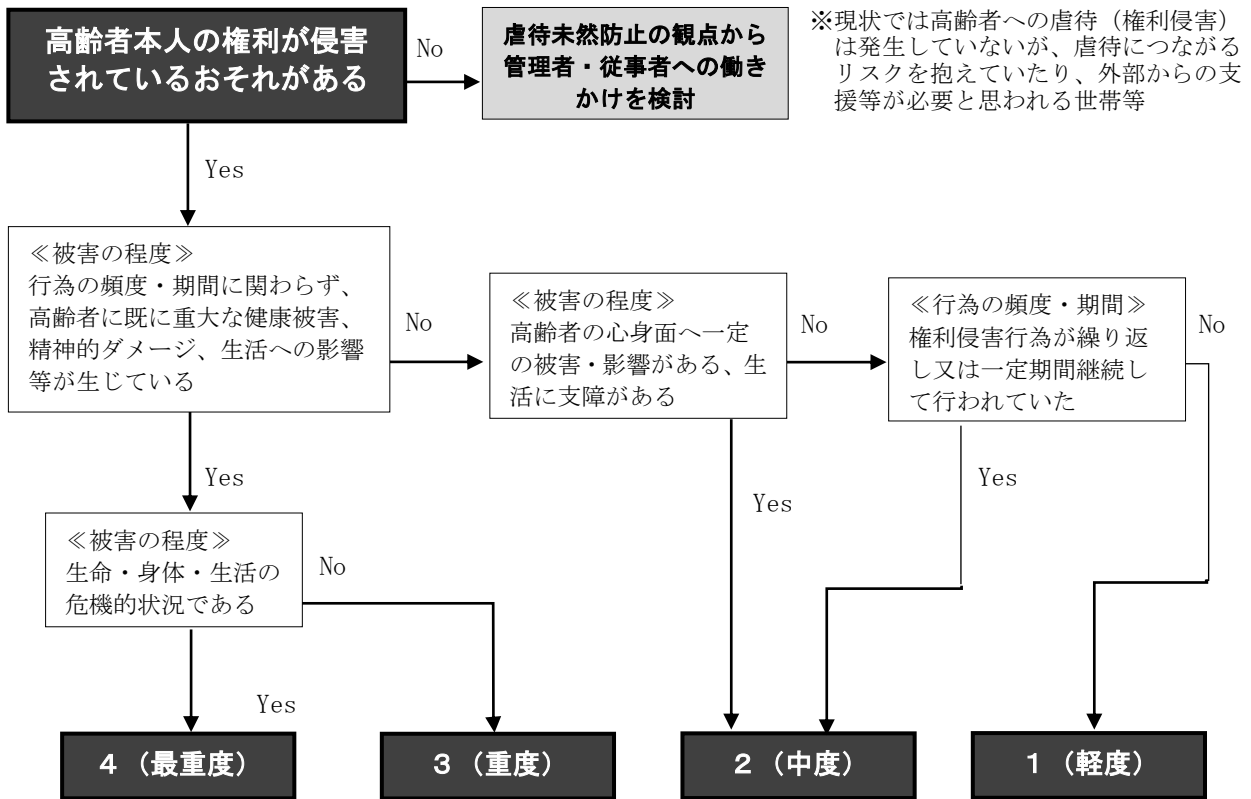
区分	老人福祉法による規程	介護保険法による規定
養介護施設	老人福祉施設 有料老人ホーム	介護老人福祉施設（地域密着型を含む） 介護老人保健施設 介護医療院 地域包括支援センター
養介護事業	老人居宅生活支援事業	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業
養介護施設従事者等	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者	

4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為をいう。第二条第5項

- 1) 身体的虐待  
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2) 介護・世話の放棄・放任  
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- 3) 心理的虐待  
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4) 性的虐待  
高齢者に対するわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5) 経済的虐待  
高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

資料 養介護施設従事者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー



資料 深刻度区分の例

	4 (最重度)	3 (重度)	2 (中度)	1 (軽度)
区分の考え方	生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返され、高齢者の心身への被害・影響や生活面で支障が出ている 複数の利用者に対する権利侵害行為がある	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体的虐待	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、火傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、要件を満たさない身体拘束が複数名又は繰り返し行われている等	無理やりケアをしたり、行動を制限している、乱暴な対応や扱い、威嚇的行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある 拒否しているのに無理やり食べさせる
介護の放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、不適切な服薬管理等	必要なケアの放置が繰り返し発生している、繰り返しの受傷を放置、複数の利用者へのケアが不十分な状態等	本人の状態像を無視したケア、職員の都合に合わせたケアがなされている、ケアが不十分な状態、ナースコール等の機器が使えない状態
心理的虐待	日常的にからかう、「死ぬ」等、侮蔑的なことを言う著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	特定の職員に対して怯えている表情や態度がみられる、恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返されている、複数の利用者に対して同様の行為がある 排せつ介助に「臭い、汚い」などと言う	子ども扱いしたり暴言や威圧的な言葉がけ・態度、高齢者の自立・生活意欲を阻害するケアが行われている 職員都合でトイレを使用させない
性的虐待	望まない性行為、性感染症に至る、等	わいせつな動画の視聴強要、ベッドでの添い寝などの行為を強要される、入浴時の写真や動画撮影等	性的な言葉がけ、必要以上の接触、態度、が繰り返されている、複数利用者に対して同様の行為がある	プライバシーを無視した言葉がけ、下着のまま放置したりドアを開けたままでの排泄介助などの行為がある
経済的虐待	預貯金や財産等の搾取等により本人の生活が危機的状況にある	預貯金や財産等の搾取等により本人の生活に重大な支障が生じている	管理していた預貯金から不正に金銭を搾取、財布やキャッシュカードを窃盗	本人の了承なく年金や預金、財産等を管理されている

出典：令和3年5月24日付け事務連絡「令和3年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査(令和4年度調査)における深刻度の変更について」(厚生労働省老健局高齢者支援課)

5. 高齢者虐待の早期発見等

- 1) 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。第五条1項
- 2) 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。第五条第2項

6. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護施設に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第二十条

7. 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

- 1) 養介護施設従事者等は、当該養介護施設において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。第二十一条第1項～第3項
- 2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。第二十一条第4項
- 3) 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1～3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く）をすることを妨げるものと解釈してはならない。第二十一条第6項
- 4) 養介護施設従事者等は、第1～3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。第二十一条第7項
- 5) 市町村が通報若しくは届出を受け、又は都道府県が報告を受けたときは、地町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。第二十四条

## II. 指針・方針

1. 「介護医療院ひいろ」、「介護老人保健施設まいえ」、「グループホームつばい」における高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な悪影響を及ぼす可能性が極めて高い。「我々は幸齢社会を創ります」という組織理念のもと、高齢者虐待防止法を踏まえ、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応を徹底するため本指針・方針を定め、全ての職員はこれに従いサービスを提供する。

2. 高齢者虐待の定義

本指針における高齢者虐待とは、高齢者虐待防止法第2条第5項に定められる以下のものをいう。

- 1) 身体的虐待
- 2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
- 3) 心理的虐待
- 4) 性的虐待
- 5) 経済的虐待

3. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- 1) 「虐待防止委員会」を設置し、高齢者虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

### ア 虐待防止委員会設置の目的

高齢者虐待の発生防止・早期発見に加え、高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合の原因分析や再発防止策の検討を行い、高齢者虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

### イ 虐待防止委員会の開催

- ① 委員会は毎月第3週の月曜日に開催する。
- ② 虐待事案発生時等、必要な時は臨時虐待防止委員会を開催する。

### ウ 虐待防止委員会の構成員

- ① 委員長は介護医療院ひいろ施設長が務める。
- ② 副委員長は委員長が任命する。
- ③ 構成員は各部署管理職が務める。

### エ 虐待防止委員会の審議事項

- ① 組織理念、行動規範等の職員への周知
- ② 虐待防止のためのマニュアル・指針等の整備
- ③ 虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- ⑤ 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応
- ⑥ 虐待事案の原因分析と再発防止策の検討

表 2 虐待防止委員会構成委員

委員会統括	委員長	介護医療院ひいろ施設長
	副委員長	委員長の任命による
介護医療院ひいろ	高齢者虐待防止責任者	介護医療院ひいろ施設長
	B1 療養棟	B1 療養棟科長
	B3 療養棟	B3 療養棟科長
	B4 療養棟	B4 療養棟科長
介護老人保健施設まいえ	高齢者虐待防止責任者	まいえ施設長
	老健まいえ 1	まいえ 1 科長
	老健まいえ 2	まいえ看護部長
	まいえ事務	まいえ事務長
グループホームつぼい	グループホームつぼい	つぼいホーム長
その他部門	医局	介護医療院ひいろ院長
	看護部	介護医療院看護部長
	事務部	事務部長
	リハビリテーション科	リハビリテーション科長
	栄養科	栄養科長
	薬局	薬局長
	放射線科	放射線技師長
	歯科	歯科衛生士室長

2) 「虐待防止ミーティング」を設置し、虐待防止委員会の運営が円滑に行えるための担当者を定める。

ア 虐待防止ミーティング設置の目的

虐待防止委員会で審議する具体的な事項についての情報収集を行い、提言内容をまとめ、虐待防止委員会の運営が円滑に行われることを目的とする。

イ 虐待防止ミーティングの開催

毎月第1週の木曜日に開催する。

ウ 虐待防止ミーティングの参加者

① ミーティング運営は、虐待防止委員会副委員長が務める。

② ミーティング参加者は、療養棟看護主任及び必要に応じて虐待防止委員会副委員長が出席要請する。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修等に関する基本方針

高齢者虐待防止のための研修は、法律等の基礎的内容や具体的な高齢者虐待防止に係る知識を普及・啓発するものである。また、職員チェックリストの実施は、職員の人権意識向上を図ること及び、高齢者虐待の実態や職員の意見をまとめ適正な組織運営を推進する目的で行う。

- 1) 法律・制度等の基礎知識に関する研修を年1回、新入職員及び前年中途採用者の内、同じ研修の未受講者に対して行う。
  - 2) 虐待防止に係る具体的手法や知識に関する研修を年1回、法人全体研修として行う。
  - 3) 行動制限の適正化のための職員研修を年1回、法人全体研修として行う。  
行動制限最小化委員会で研修を担当する。
  - 4) 実施した研修資料の保管及び出席者の記録保管は研修委員会が行う。
  - 5) 職員チェックリストを年1回、全職員を対象に行う。
5. 運営規程への位置付け
- 1) 高齢者虐待防止の責任者は、介護医療院ひいろ施設長、介護老人保健施設まいえ施設長、グループホームつぼい施設長である旨記載する。
  - 2) 高齢者虐待防止を目的とした職員研修を年2回（虐待防止研修・行動制限研修）＋新入職員・中途採用職員研修1回の計3回以上行うことを記載する。
  - 3) 高齢者虐待防止に係る委員会を定期的に開催する旨記載する。
  - 4) 高齢者虐待が発生した場合、原因分析に基づいた再発防止に努めることを記載する。
6. 高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合の相談報告体制
- 1) 高齢者虐待に関する相談窓口は、虐待防止委員長及び副委員長とする。
  - 2) 施設内において高齢者虐待に関する通報を受けた者及び、虐待が疑われる事案を発見した者は、速やかに上記相談窓口へ報告する。  
※虐待事象が緊急を要する場合、若しくは管理者には報告できない場合は直接下記通報先に連絡する。直接通報したことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けることはない。
  - 3) 相談窓口の所在について本指針・方針以外に、利用者および利用者家族や職員に向けた掲示を行うとともに法人HPにも同様の表記を行う。
7. 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合、直ちに臨時虐待防止委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- 1) 被虐待者の権利と生命の保全を最優先すると共に、通報者の保護にも留意して対応する。
  - 2) 虐待者が職員の場合は、労務関連法規及び就業規則に基づき必要な措置及び処分を行い厳正に対処する。
  - 3) 確認した事実は必要に応じて管轄の市町村へ通報を行う。

通報先： 広島市健康福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課  
TEL: 082-504-2136

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- 2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- 3) 対応の結果は相談者にも報告する。

## 9. 成年後見制度の利用支援

職員、利用者及び利用者家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、権利擁護センター、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 10. 当指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本マニュアルをいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、当法人ホームページにも公開する。

## 11. その他高齢者虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質向上を目指すよう努める。

## 附則

このマニュアルは、令和6年4月1日より施行する。

初版 ver1.0	2021年10月08日作成
初版 ver1.1	2023年09月15日改訂
第2版 ver2.0	2024年03月15日改訂
第2版 ver2.1	2025年07月17日改訂
第2版 ver2.2	2025年11月15日改訂